

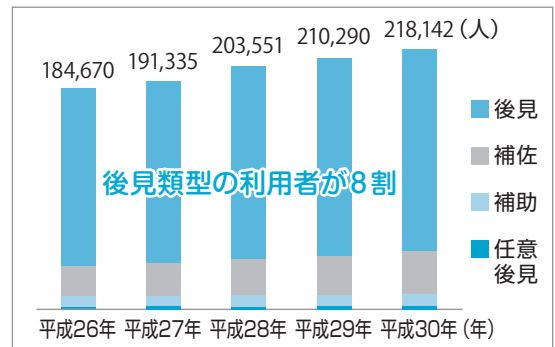
「成年後見制度」による支援がより細やかになります

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

○成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害などの理由で判断能力が十分ではないご本人について、ご本人の権利を守る援助者（後見人等）を選び、ご本人を法的に支援する制度です。

制度利用者は年々増加していますが、判断能力が不十分とみられる方は約870万人といわれており、高齢化社会が進むにつれ、成年後見制度の需要は一層高まると考えられています。



▲成年後見制度の利用者数(各年の12月末日時点)

○現状の手続きを見直しています

成年後見制度が、よりご本人の判断能力の程度に合った活用がされるため、医師が記載する診断書の在り方や、ご本人の状況を的確に伝えるための方策について検討が進められ、「診断書式の見直し」と「本人情報シートの導入」が、今年度の4月より始まりました。

1. 診断書書式の改定

ご本人の判断能力の程度を確認するための重要な資料として、医師が出す診断書が活用されています。

今までの診断書の書式は、判断能力を「財産管理能力の確認」に重点を置いていましたが、判断能力についての診断書の記載を、よりの確な表現にするとともに、判定の根拠を具体的に記載する欄を設けることで、判断能力の程度を一層的に確認できるよう改めました。



2. 本人情報シートの導入

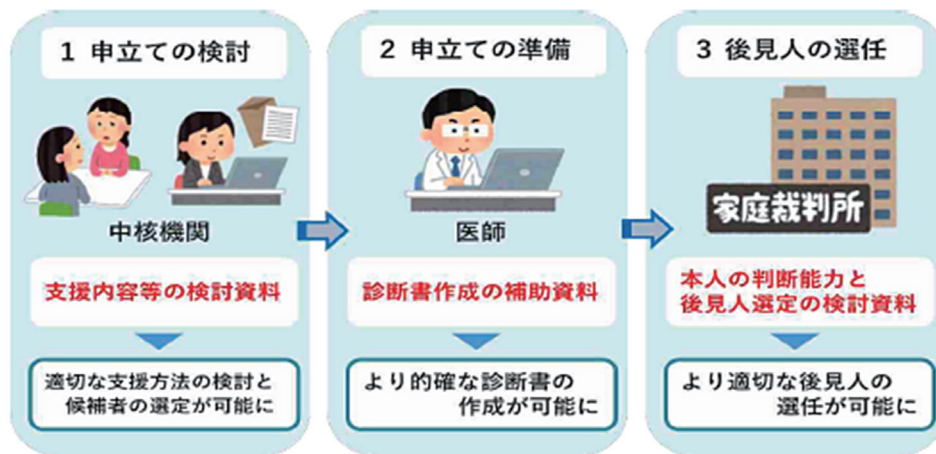
ご本人の生活状況等を的確に伝えるため、福祉担当者が、ご本人が日常生活においてできることや、支援が必要なことを記載する「本人情報シート」の書式を作成しました。

このシートは、診断を行う際の補助資料となるだけでなく、市町村が設置する中核機関や家庭裁判所など、手続きの様々な場面で資料として活用されます。



○より適切な支援に努めます

この新たな運用によって、よりの確な判断能力の判定や、より適切な後見人等の選任が可能になるため、ご本人の実情に合った、よりきめ細やかな支援が実現します。



成年後見制度について詳しく知りたい方は、裁判所ホームページ内の「後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/koukenp/>)」をご覧ください。